

南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、南箕輪村内における再生可能エネルギー利用施設の新設、増設及び改修（以下「建設等」という。）をする者（以下「事業者」という。）が、用地の選定から当該発電施設の建設、廃止に至るまで、安全や生活環境及び景観に配慮するとともに、村及び地域住民に対して事業計画を明らかにし、住民が持つ事業に対する不安感を解消するために必要な事項を定め、地域と調和のとれた再生可能エネルギー事業の実施を目的とする。

2 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、再生可能エネルギー発電設備の設置において、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン」及び環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」の内容を相互に補完するものである。

なお、事業計画策定ガイドラインに規定する遵守事項の違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする。

3 対象施設

本ガイドラインは、次に掲げる発電施設の容量が10キロワット以上の建設等を対象とする。ただし、建築物の屋根や屋上に設置する太陽光発電施設については除く。

- (1) 太陽光発電施設
- (2) 小水力発電施設
- (3) 風力発電施設
- (4) バイオマス発電施設
- (5) その他再生可能エネルギー発電施設

4 対象地域

本ガイドラインは、村内全域を対象とする。

5 設置を避けるべき区域

- (1) 次の区域への再生可能エネルギー発電設備の設置は避けるものとする。
ただし、関係法令及び条例に規定する許可等を受けたものはこの限りでない。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

イ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により指定された地すべり防止区域

エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

- (2) 前号で定めた区域付近や、設置箇所の下流域に土砂災害特別警戒区域が指定されている区域での設置についても慎重な検討を行うこと。

6 計画での配慮

事業者が、設置事業を計画する際に配慮すべき事項は、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」によるもののほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 農地への設置については、関係法令を遵守すること。また、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用、農業用排水施設機能等に支障を及ぼす恐れがないよう特に配慮すること。
- (2) 危険防止の観点から、設置者以外の者が構内に容易に立ち入ることがないよう適切な対策を講じること。
- (3) 森林（森林法第2条第1項に規定するものをいう。）を開発して建設等する場合は、計画区域の面積に関わらず、長野県及び村の担当部署と事前に協議すること。
- (4) 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめること。
- (5) 周辺の景観を保護するため、長野県景観条例「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項」及び南箕輪村景観計画並びに南箕輪村景観条例に沿って適切な対策を講じること。
- (6) 文化財、史跡等歴史的な景観を保護するため適切な対策を講じること。
- (7) あらゆる災害を想定し、災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・災害復旧マニュアルを整備すること。
- (8) 施設設置後も長期間にわたり施設が適切に維持管理されるとともに、事業を終了する際には、適切に撤去・処分がされるよう計画を策定すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、騒音、振動、光害、日照等人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす恐れがある事項について、適切な対策を講じること。

7 施工管理

- (1) 事業者は、計画に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い施工すること。
- (2) 防災、環境保全、景観保全を考慮し、土地開発の施工を行うこと。また、施工の際は、土砂流出などによる周辺地域の安全を損なわないように努めること。
- (3) 設置事業に伴う資材や廃棄物を周辺に影響がないように適切に処理すること。

8 維持管理

- (1) 事業者は、再生可能エネルギー発電設備等の完成後、除草、雨水等によ

る土砂流出災害防止など、発電設備等の維持管理に努め、適切な対策を講じること。

- (2) 降雨時に濁水等が施設周辺や河川下流域へ流出しないよう適切な対策を講じること。
- (3) 災害が発生したときは、速やかに関係機関に連絡し早期の復旧にあたること。
- (4) 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるとき、又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じること。
- (5) 設備撤去費用について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。）の規定により、発電事業者の売電収入から源泉徴収的に積立金を差し引く方法による外部積み立てを行うこと。

9 撤去処分

事業を中止又は廃止したときは、防災、環境保全、景観保全を考慮して速やかに設備を撤去し、廃棄物などは適正に処理すること。

10 事業者の調整、届出及び対応

(1) 村に対する調整及び届出

ア 事業者は、再エネ法第9条第1項の規定による認定の申請をする前に、事前協議書（様式1）を村に届け出て事前協議を行うこと。

イ 事業者は、事業計画に関する説明会実施後、建設等に着手する30日前までに、再生可能エネルギーの利用施設の建設等に係る計画書（様式2）を村に届け出るものとする。

計画書の作成に当たっては、建設等に係る法規制について事前に村の関係課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

また、計画書には下記の関係書類を添付するものとする。

- ・建設等事業の概要（目的、内容、スケジュール、敷地・施設の管理及び事業終了後の撤去・処分の計画等）
- ・災害対応・災害復旧マニュアル
- ・建設等予定地の位置図
- ・再生可能エネルギーの利用施設の配置図、平面図、断面図
- ・説明会等資料、議事録の写し、近隣住民の同意書（署名、押印）
- ・地元区長、隣接地地権者の同意書（署名、押印）
- ・計画申請者と計画申請地の関係が確認できる書類
- ・地籍図（地番及び所有者を記入）
- ・再エネ法における事業認定書等の写し
- ・建設等箇所の写真
- ・その他村長が必要と認める書類

ウ 事業者は、住民、隣接地地権者及び関係区（以下「住民等」という。）に対して説明会等を開催し理解を得るものとする。また事業者は、説明会等の議事録を調整するものとする。

エ 事業者は、建設等に着手するときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等着手届（様式3）を、建設等が完了したときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等完了届（様式4）を、事業を変更又は中止するときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等変更（中止）届（様式5）を、事業を廃止するときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等廃止届（様式6）を、村に提出するものとする。

オ 事業者は、事業を譲渡するときは、事業譲渡届（様式7）を村に提出するものとする。

カ 村は、再生可能エネルギーの利用施設の建設等に係る計画書の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、受理書（様式8）を交付するものとする。

キ 受理書の交付後において、変更届の提出がなく計画内容と異なる事業を実施したとき、又は計画書に虚偽の記載が認められたときは、受理を取り消すものとする。

(2) 住民等に対する調整

ア 事業者は、住民等に対して開催した説明会等で住民等から出された質疑、意見には、適切に対応するものとする。

イ 事業者は、建設等に係る進捗状況について、住民等に報告するよう努めるものとする。

ウ 事業者は、住民等の求めに応じて、災害防止、良好な景観及び生活環境の保全に関する事項について、協定を締結するものとする。

(3) 事業者は、建設等により周辺環境への影響が認められた場合は、すみやかに改善のための措置を講じるものとする。

(4) 事業者は、外部から見えやすい場所に事業者の名称、住所、連絡先等を明示するものとする。

11 協議及び協力

(1) 事業者は、設置事業及び発電事業に関して、村及び住民等から環境、景観等に関する申し出があったときは、必要な協議に応じるものとする。

(2) 事業者は、村及び住民等が実施する環境行事、環境学習等に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和4年5月31日から施行する。